

東京医療保健大学和歌山看護学部入学試験運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 和歌山看護学部の入学試験（以下「入試」という。）の運営・実施のために、和歌山看護学部入学試験運営委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 学部アドミッションポリシーに関する事項
- (2) 入試の運営・実施に関する事項
- (3) その他に関する事項

(構成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 入試広報部長
- (3) 和歌山事務部長
- (4) 和歌山事務部学生募集担当部長
- (5) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (6) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部が行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。